

令和8年1月27日

応募要領

件名：令和8年度クレジットカード方式による水道料金の決済業務
(公募期間 令和8年1月27日(火)から同年2月16日(月))

1. 応募要領
2. 仕様書
3. 応募申込書（様式1）
4. 適合証明書（様式2）
5. 誓約書（様式3）
6. 契約書（案）

応 募 要 領

高松地方検察庁では、「令和8年度クレジットカード方式による水道料金の決済業務」に係る申請を、以下の要領で募集します。

1 公募に付する事項

- (1) 品 目 等 令和8年度クレジットカード方式による水道料金の決済業務
- (2) 仕 様 等 交付する仕様書及び契約書（案）による。
- (3) 公募期間 令和8年1月27日（火）から同年2月16日（月）午後0時
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
（ただし、本業務期間は契約の相手方が発行するカード番号の有効期限までを予定している。）

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）
第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 提出書類を下記3(4)の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3 応募書類の提出場所等

参加を希望する者は、当庁又は当庁HPから応募要領を入手して内容を確認の上、仕様を満たす場合には、提出期限までに応募申込書等必要書類を持参、郵送又はメールにより提出すること。

(1) 仕様書等の交付場所及び問合せ先

次に掲げる場所及び当庁HP

〒760-0033

高松市丸の内1番1号 高松法務合同庁舎4階

高松地方検察庁 会計課主計係

電話 087-825-2038 (FAX兼用)

E-mail ppo56-kaikei.1ke@i.kensatsu.go.jp

(2) 交付期間

令和8年1月27日（火）から同年2月16日（月）午後0時まで

平日 午前9時から午後0時まで

午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類 ①応募申込書（様式1） 1部

②適合証明書（様式2） 1部

③令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）に
係る資格審査結果通知書の写し 1部

④暴力団排除に関する誓約書（様式3） 1部

※提出後の誓約書については、「行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律」第8条により、利用目的以外の利用・提
供は制限されています。

また、本書に従い提出する書類（応募申込書・委任状・適合証明書・誓約
書）について、発行権者等の氏名、担当者の氏名及び連絡先を明記した場合
は、押印を省略して差し支えないものとする。

(4) 提出期限及び提出場所

令和8年2月16日（月）午後0時まで（必着）

高松地方検察庁会計課主計係

4 公募説明会の日時及び場所

開催しない。

5 質問について

令和8年2月13日（金）までに、適宜の様式にて、仕様書交付担当者あて
FAX又はメールにて行うこと。

6 選定方法

応募書類を当庁において審査し、必要な資格を満たす複数の応募者があった
場合は、次の日程で応募者にくじを引かせて相手方を選定する（くじを引か
ない者があるときは本件事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする）。

(1) 日時：令和8年2月17日（火）午前9時30分から

(2) 場所：高松法務合同庁舎4階高松地方検察庁第一会議室

7 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。
また、電話、ファクシミリ及び電報による応募は認めない。

8 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）のとおりとする。

仕様書

1 業務件名

令和8年度クレジットカード方式による水道料金の決済業務

2 業務内容

本業務は、業務受託者（以下「乙」という。）が、支出負担行為担当官高松地方検察庁検事正（以下「甲」という。）の申込みを受けて法人会員に入会させ、会員番号の付与を行い、水道事業者から甲に対する水道料金の支払請求が発生した都度、甲に代わり、水道事業者の定める期限までにクレジットカードを用いた方法により立替払を実施（以下「カード決済」という。）することとする。

また、乙は、甲に代わりカード決済を実施した金額（以下「カード利用金額」という。）を甲に請求するものとする。

3 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、本業務期間は契約の相手方が発行するカード番号の有効期限までを予定している。）

4 業務条件

次の条件に合致すること。

- (1) 甲が株式会社エフレジ（香川県広域水道企業団から地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき歳入等の納付に関する事務を委託された指定納付受託者）とのカード決済に利用できるクレジットカードであり、カードを発行せずに、会員番号による管理が可能であること。
また、キャッシング機能を付与しないこと。
- (2) 甲は、乙指定の入会申込書により入会等を申し込むものとし、乙は甲の依頼に基づき速やかにカード決済に利用できる会員番号を付与するものとする。
- (3) 会員番号の発行予定件数は1件とする。ただし、甲乙協議の上で発行件数を変更することを妨げないものとする。
- (4) 年会費、発行（再発行を含む。）手数料、退会等の手続に要する手数料及

び甲のカード決済に伴う手数料は無料とする。

- (5) 甲は、甲の管理する建物において発生した水道料金の支払について、カード決済を利用することとする。
- (6) 各月のカード決済の締切日は各月末日とし、乙は、カード決済利用ごとの利用日、利用先、利用金額等を記載した明細書を作成し、翌月 15 日までに甲に提出すること。
- (7) 乙が甲にカード利用金額の請求を行う場合は、すべて請求書発行による振込払いとすること。乙は、甲に対しカード利用金額の振込先口座を書面にて連絡すること。
- (8) 株式会社エフレジに対する支払遅延が発生した場合については、乙の責任において解決するものとし、甲に対して遅延損害にかかる一切の請求を行わないものとする。
- (9) 乙は、会員番号の流出や、第三者による不正使用が判明した場合は、速やかに会員番号の利用停止手続を行うとともに、速やかに新たな会員番号の付与を行うこと。

5 カード利用金額

次の金額のカード決済が可能であること。

- (1) 月最大利用額 8800 円
- (2) 契約期間内における利用見込額 52800 円
(令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの水道料金見込額)

6 その他

- (1) 本業務の円滑な遂行のため、乙は、本業務の受託に際して、甲に対し連絡窓口を書面にて届け出ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた場合には、甲乙協議の上、その対応方法について決定するものとする。

様式 1

応募申込書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
高松地方検察庁検事正 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

令和8年度クレジットカード方式による水道料金の決済業務を受任したく、別添のとおり適合証明書及び誓約書を添えて申請します。

なお、契約先として選定された場合には、契約事項を遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行することを確約いたします。

記

(業務遂行上の連絡窓口)

担当者名 :

所属部署 :

電話番号 :

ファクシミリ番号 :

電子メールアドレス :

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

委任状

支出負担行為担当官
高松地方検察庁検事正 殿

下記の者を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 「クレジットカード方式による水道料金の決済業務」の申込及び抽選に関する一切の件
- 1 の事項にかかる復代理人を選任すること

令和 年 月 日

(委任者) 所在地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

(受任者) 代理人氏名

(代理人使用印鑑)

委任者との関係

住所・連絡先

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可
担当者氏名

連絡先

様式2

適合証明書

令和 年 月 日

商号又は名称等

(印)

資格等		回答	資料No.
1	令和7・8・9年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」にて参加資格を有している。 ・格付け (格付けを記入すること) (資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを添付。)	適応・不適応	
2	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。	適応・不適応	
3	仕様書4(1)から(4), (6)から(9)に定める各項目内容に対応できること。	適応・不適応	
4	カードの利用可能金額が、仕様書5を満たすこと。	適応・不適応	

※担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者 氏 名

連絡先

＜記載上の留意点＞

- ・適合証明書の様式の回答欄には、適応・不適応のどちらかを囲うこと。
- ・提供するサービスで、約款など仕様の内容を確認できる書類等がある場合は必ず添付した上で提出すること。なお、申請者の判断で、他に補足資料等を添付することは妨げない。
- ・資料は、日本語、A4判で提出すること。

様式3

誓 約 書

当方は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

高松地方検察庁検事正 殿

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

※添付書類：役員等名簿

(注) 担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者 氏 名

連絡先

役員等名簿

法人(個人)名: _____

所在 地: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官高松地方検察庁検事正清野憲一（以下「甲」という。）と
○○ 代表取締役 ○○（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、「令和8
年クレジットカード方式による水道料金の決済業務」に関し、下記条項により契
約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

（本契約の目的）

第2条 乙は、別に定める仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、甲を法
人会員に入会させ、甲に会員番号を付与し、使用させるものとする。

2 甲は、付与された会員番号を、香川県広域水道企業団から地方自治法（昭和
22年法律第67号）第231条の2の3第1項に基づき歳入等の納付に関する事務を委
託された指定納付受託者である乙の加盟店である株式会社エフレジに限り使用
するものとする。

3 甲は、会員番号の使用によって生じた香川県広域水道企業団の甲に対する債
権を、乙が株式会社エフレジに立替払する（以下「カード決済」という。）こ
とを、あらかじめ承諾するものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、次のとおりとする。

年会費：無料

カード発行等の手数料：無料

立替払の手数料（金利を含む。）：無料

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(検査)

第6条 乙は、毎月1日から末日までのカードの利用に係る明細書（利用日、利用先、利用金額等が記載されているもの）を作成し、仕様書に定める期日までに甲に通知し、甲の指定する検査職員による検査（以下「検査」という。）を受けなければならない。

- 2 甲は、乙からの明細書の提出を受けたときには、提出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 乙は、検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 4 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。

(カード利用金額の請求及び支払)

第7条 乙は、カード利用金額請求書を甲に送付し、甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、あらかじめ甲の定める方法により乙に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により前項の支払が遅れたときは、甲は、乙に対し、遅延日数1日につき請求金額に対し年●パーセントの割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約に基づく甲に対する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書の規定に基づいて甲に対する債権の譲渡を行った場合には、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(再委託の制限)

第9条 乙は、業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(監督)

第10条 甲は、本契約の履行に関し、乙に重大な過失が認められるときは、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならぬ。

(秘密の保持)

第11条 乙は、本契約の遂行上知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後も有効に存続する。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、事情の変更により必要がある場合には、業務を一時中止もしくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となつたと認められる場合は、協議の上、本契約を変更することができる。

3 前2項の場合において本契約を変更する必要がある場合には、甲及び乙の協議の上書面により定めることとする。

(甲の契約解除権等)

第13条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき
- (2) 乙が本契約を履行せず、又は履行する見込みがないとき
- (3) 乙が本契約の条項に違反したとき

2 前項各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に

相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

- 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、業務を履行することが不可能となつたときは、本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(契約違反等に係る解除)

第14条 甲は、次の各号に掲げる事項の一に該当する事由があるときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) この契約の履行に関して、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
 - (2) 乙が正当な理由なくこの契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人がこの契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号の一に該当するときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。
 - 3 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、第12条第1項若しくは第2項の規定による事情変更の場合、又は第13条第1項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。

- 2 乙は、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由によるときは、この限りではない。

- 3 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由によるときは、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人）について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額のほか、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき
- (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第15条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

（属性要件に基づく契約解除）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（下請契約等に関する確約）

第20条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（違約金等）

第22条 甲は、第18条及び第19条の各号の一に該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 4 乙は、甲が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければな

らない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約不適合責任)

第24条 甲は、本契約の業務が完了した後、本契約に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき

3 甲は、第1項の追完を請求したときは、本契約の業務完了の日から追完が完了するまでの期間に応じて遅延料を請求することができる。

遅延料は、遅延日数1日につき既支払額の平均月額に12を乗じた金額から業務が完了した部分に対する金額相当額を控除した額に対して、年3.0パー

セントの割合で計算した額とする。

この場合、甲は、当該請求のほか、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の10に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。

- 4 甲が第2項の催告をし、甲の定める期間内に履行の追完がないときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、既支払額の平均月額に12を乗じた金額の100分の20に相当する額の違約金を乙に対して請求することができる。なお、甲が返還すべき成果物が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないことができる。
- 5 乙が前2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、乙が本契約に不適合な履行をしたことにより甲に生じた直接又は間接の損害の額が第3項及び第4項に基づいて請求した違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 7 第4項の規定に伴い、本契約が解除されたときは、甲は業務が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払うものとする。
- 8 甲は、第1項から第6項までの請求をするに当たっては、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(危険負担)

第25条 甲は、当事者双方の責めに帰すことのできない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

- 2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(適用関係)

第26条 本契約の条項に定めのない事項については、乙の規約等が適用されるも

のとする。

(管轄)

第27条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、高松地方裁判所のみとする。

(紛争の解決方法)

第28条 本契約の履行に際し、本契約の条項及び乙の規約等について疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。その他契約に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本契約書2通を作成し、当事者が記名押印して各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

甲 高松市丸の内1番1号
支出負担行為担当官
高松地方検察庁検事正 清野憲一

乙 ○○
○○
代表取締役 ○ ○ ○ ○